

受付印	
収入印紙	800円
予納郵便切手	円

<h2 style="margin: 0;">特別代理人選任申立書</h2> <p style="margin: 0;">(成年後見事件用)</p>
この欄に収入印紙800円分をはる。
はった印紙に押印しないでください。

準口頭		基本事件番号	平成	年(家)第	号
-----	--	--------	----	-------	---

名古屋家庭裁判所	御中	申立人の 署名押印 又は記名押印	印
平成	年	月	日

添 付 資 料	申立人・本人の住民票写し(本籍地の記載のあるもの)	各1通
	特別代理人候補者の住民票写し(本籍地の記載のあるもの), 承諾書	各1通
	(遺産分割目的の場合) 遺産分割協議書案, 遺産の評価額が判明する資料	各1通
	(抵当権設定目的の場合) 抵当権設定契約書案, 金銭消費貸借契約書案	
	保証委託の場合は保証委託契約書案, 不動産登記簿謄本等	各1通
住民票や不動産登記簿謄本については, すでに提出され, 変更がない場合は添付不要です。 このほかの資料の提出をお願いすることがあります。		

申 立 人	住所	〒 -	
		電話番号 ()	携帯電話 ()
	フリガナ 氏名	大正・昭和・平成 年 月 日生	
	被後見人 との関係	1 後見人 2 利害関係人 3 その他 ()	
成 年 被 後 見 人	本籍		
	住所	〒 -	
	フリガナ 氏名	大正・昭和・平成 年 月 日生	

(注) 太枠の中だけ記入してください。

申 立 て の 趣 旨

特別代理人の選任を求める。

申 立 て の 理 由

利益相反する者	利益相反する行為の内容
1 後見人と被後見人との間で利益相反する。 2 その他	1 被相続人亡.....の遺産を分割するため (被相続人の死亡日 平成 年 月 日)
	2 被相続人亡.....の遺産を放棄するため (被相続人の死亡日 平成 年 月 日)
	3 被後見人の所有する物件に、 抵当権 根抵当権 を設定するため
	4 その他()
	(その詳細) ----- ----- -----

特別代理人候補者	本籍		
	住所	〒 -	
		電話番号 ()	携帯電話 ()
	フリガナ氏名		大正・昭和・平成 年 月 日生
被後見人との関係		職業	

(注) 太枠の中だけ記入してください。

承 諾 書

- 1 私の職業は、 です。
- 2 成年被後見人と私の関係は、 です。
- 3 成年被後見人及び申立人に対する債権・債務はありません。また、今回の法律行為により、私自身について、法律上の利害関係が生じることはありません。
- 4 私は、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者のいずれにも該当しません。
- 5 今回、特別代理人が行う予定の法律行為の内容は、 にレ点を付したものです。
遺産分割協議書案のとおり、被相続人亡 の遺産を分割する。
成年被後見人が、被相続人亡 の相続を放棄する。
債務者 が金 円を借り入れるにあたって、
成年被後見人所有の不動産に、 抵当権（ 根抵当権 ）を設定する。
その他（その内容を具体的に書いてください。） 余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。
- 6 特別代理人が前記5の内容の法律行為を行うのが必要であり、かつ、相当であると考える理由は、 にレ点を付したものです。

（上記5で にレ点を付した場合）

遺産分割協議書案では、成年被後見人の法定相続分がほぼ確保されている。
遺産分割協議書案では成年被後見人の法定相続分は確保されていないが、今後、
成年被後見人は、共同相続人である に扶養されることになる。
遺産分割協議書案では成年被後見人の法定相続分は確保されていないが、遺産
が不動産のみであることから、被相続人の配偶者が相続するのが相当である。
その他（その内容を具体的に記載してください。） 余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。

（上記5で にレ点を付した場合）

成年被後見人が、被相続人から生前に贈与を受けている。
被相続人の遺産が、債務超過になっている。
被相続人の遺産の内容が不明である。
その他（その内容を具体的に記載してください。） 余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。

(上記5で にレ点を付した場合)

成年被後見人が現住している自宅のローンを担保するための法律行為である。
成年被後見人を扶養する成年後見人の財産を保全するための法律行為である。
その他(その内容を具体的に記載してください。) 余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。

(上記5で にレ点を付した場合は、その理由を具体的に記載してください。)

余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。

7 私は、下記の特別代理人の義務を理解したうえで、特別代理人に就任することを承諾します。

平成.....年.....月.....日

住所.....

電話番号.....-.....-

氏名.....印

特別代理人の義務

特別代理人は、成年被後見人の利益を保護するために、善良なる管理者の注意をもって(自分の財産を処分する場合の注意よりも高度の注意をもってという意味です。)事務を処理すべき義務を負います。この義務に違反した場合には、成年被後見人に対して、損害賠償責任を負うことがあります。

なお、特別代理人の職務自体は、審判によって定められた行為の終了とともに終わります。

[問い合わせ先] 名古屋家庭裁判所

本 庁 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1 - 7 - 1
電話番号 052-223-2015 (ダイヤル)

一宮支部 〒491-0842 愛知県一宮市公園通り 4 - 1 7
電話番号 0586-73-3169 (ダイヤル)

半田支部 〒475-0902 愛知県半田市宮路町 2 0 0 - 2
電話番号 0569-21-0354 (ダイヤル)

岡崎支部 〒444-8554 愛知県岡崎市明大寺町奈良井 3
電話番号 0564-51-8950 (ダイヤル)

豊橋支部 〒440-0884 愛知県豊橋市大国町 1 1 0
電話番号 0532-52-3237 (ダイヤル)